

令和元年 5 月 18 日(土)9:30 から秋田市にぎわい交流館 AU“あう”4 階研修室を会場に令和元年度の第 1 回放射線安全管理セミナーが「医療被ばく低減施設認定取得への取り組みの実例報告 他」

～改正 医療法施行規則への対応も含めて～をテーマに開催されました。

本年 3 月 12 日に医療法の一部改正に関する医政局長通知があり、診療放射線に係る安全管理体制に関して診療用放射線の安全利用のために文書化された指針の策定と、放射線診療従事者に対する安全利用のための研修会の実施、被ばく線量の管理と記録が義務化されることになりました。これらへの対応は日本診療放射線技師会が進めている被ばく低減施設認定制度の対策にも十分に役立つものであります。このことを踏まえて今回は、被ばく低減施設認定取得に向けて取り組んでいる 3 施設から取り組みの状況を述べていただきました。

北秋田市民病院の湯瀬会員からは、院内の医療安全研修会と連携して全職員を対象とした研修を実施した 報告が有りました。

市立秋田総合病院の工藤会員からは、医療被ばく線量管理と記録に関して各モダリティ—毎具体的にどのように実施しているかに関して MPPS のデータが取得できるものは RIS へ記録させており、RDSR のデータは PACS へ送信しているとの事でした。そのほか各撮影条件や透視条件、入射表面線量は、RIS へ手入力しているとのことでした。

秋田厚生医療センターの佐藤会員からは、医療被ばく線量の開示と説明に関して各モダリティの責任者が各種ツールを用いて記録している線量を基に実行線量と組織線量を求め生活習慣とのリスクと比較して説明を行っていることが報告されました。

能代厚生医療センターの八木会員からは、被ばく低減の取り組みとして再撮影と写損管理に関しての具体的な取り組み方法が紹介されました。

各施設の発表後のディスカッションでは会場の参加者と演者との間で活発な意見交換が行われ、医療法改正への対応と被ばく低減施設認定取得への関心の高さが感じられました。

文責

小林

